

## 高知県高知市域地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

高知市域地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施(改定率3.12%)いたしましたが、これによる令和3年8月から令和4年1月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

### 1 運賃を改定した事業者数

35社

(注) 改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

### 2 平均増収率

△30.93%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間をいう。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{改定後6ヶ月間の営業収入(税引き後)}}{\text{前々年同期の営業収入(税引き後)}} \times 100 - 100$$

### 3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

△22.12%

改定前1人平均給与月額 (令和元年8月～令和2年1月)	改定後1人平均給与月額 (令和3年8月～令和4年1月)
200,736 円	156,328 円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

### 4 改定による賃金改善率の分布(一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
社	社	社	社	社	社	社	社
				1	2	28	31

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left( \frac{\text{一般運転者に係る  
令和3年8月～令和4年1月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前々年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right) - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況(運転者に限る。)

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
社 11	社 1	社 3	社 5	社 1	社 1	社 3	社 1

95%以上 96%未満	95%未満	計
社 1	社 4	社 31

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る 令和3年8月～令和4年1月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前々年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記1のとおり

・労働者負担を全て廃止した事業者数	1社
・労働者負担の一部を廃止した事業者数	社
・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数	社
・労働者負担の一部を軽減した事業者数	社
・一切変更のない事業者数	1社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記2のとおり

・新しく手当を創設した事業者数	4社
・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数	1社

(3) その他

- ・歩合給(賞与と給与の歩合率)を選択制にして給与をあげた

## 別記

### 1 労働者負担の軽減

#### (1) 廃止された労働者負担

- ・ シール協力金 1社
- ・ 使用料 社

#### (2) 軽減された労働者負担

##### ① 協力金

- ・ 円 → 円 社
- ・ 円 → 円 社

##### ② 使用料

- ・ 円 → 円 社
- ・ 円 → 円 社

### 2 手当類の創設・拡充

#### (1) 新設された手当類

- ・無事故手当(営業収入の0.5%) 4社
- ・配車協力手当 (営業収入の1.5%) 4社

#### (2) 拡充された手当類

##### ① 成績手当

- ・ 金額の増額 (10,000→50,000) 1社
- ・ 適用範囲の拡大 社

##### ② 手当

- ・ 金額の増額 社
- ・ 適用範囲の拡大 社

#### (3) その他

- ・歩合給(賞与と給与の歩合率)を選択制にして給与を上げた。

※未提出 (4社)

31社の集計です。

## 高知県郡部地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

高知県郡部地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施(改定率7.52%)いたしました。これによる令和3年8月から令和4年1月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

### 1 運賃を改定した事業者数

63 社

(注) 改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。  
以下は、63社のうち集計ができた58社の調査結果です。

### 2 平均増収率

-22.6 %

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間をいう。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{改定後6ヶ月間の営業収入(税引き後)}}{\text{前年同期の営業収入(税引き後)}} \times 100 - 100$$

### 3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

-11.4 %

改定前1人平均給与月額 (令和元年8月～令和2年1月)	改定後1人平均給与月額 (令和3年8月～令和4年1月)
178,082 円	157,873 円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

### 4 改定による賃金改善率の分布(一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
4 社	2 社	3 社	9 社	5 社	9 社	24 社	56 社

※一般運転者賃金データ無し 2社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left( \frac{\text{令和3年8月～令和4年1月の運転者平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前々年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right) - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況(運転者に限る。)

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
社 8	社	社 2	社 4	社	社	社	社 2

95%以上 96%未満	95%未満	計
社	社 41	社 57

※賃金データ無し 1社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る 令和3年8月～令和4年1月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前々年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記1のとおり

・労働者負担を全て廃止した事業者数	0社
・労働者負担の一部を廃止した事業者数	0社
・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数	0社
・労働者負担の一部を軽減した事業者数	0社
・一切変更のない事業者数	0社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記2のとおり

・新しく手当を創設した事業者数	2社
・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数	2社

(3) その他

労働時間短縮

勤務日数の短縮

